

簡単
3STEP

資料画像撮影

必要事項入力

メールで送信

団体扱火災保険

ス マ ホ ー
簡 単 お 見 積 り

現在ご契約中の証券等の画像を送るだけ

団体扱火災保険のおすすめポイント

- ◎ 団体扱以外の契約に比べ、**約5%割安** になります! (注)
- ◎ 地震保険を付帯できます!
- ◎ 本人だけでなくご家族の方も団体扱以外の契約に比べ**約5%割安!** (注)

(注) 団体扱契約の分割保険料は割増なしで分割払いとできますので、団体扱以外の契約と比べておトクです。また、団体扱一括払の場合、団体扱以外のご契約の一時払保険料と比べて保険料が5%おトクです。(地震保険には適用されません。)

大地震、台風、集中豪雨等の自然災害に備えましょう!



**地震を原因とする
建物・家財の
火災・損壊を補償!**

地震を原因とする火災(延焼を含む)は地震保険に加入していない場合は補償されません。



**台風、集中豪雨による
水災を補償!!**

お住まいの最新ハザードマップを確認していますか?

河川から離れていても水災(内水氾濫)の可能性があります。



**地震保険料控除の
対象となります!!!**

地震保険料控除の対象となり、所得税については最高50,000円まで住民税については最高25,000円まで毎年の課税対象額から控除されます。

注1) 団体扱火災保険をご契約いただけるのは、保険契約者・記名被保険者が、それぞれ以下に該当する場合となります。

◇ 保険契約者: 経済産業省(※所管独立行政法人・国立研究開発法人を含む)に勤務され、毎月給与の支払いを受けている方(独立行政法人と直接1年以上(予定を含む)の雇用契約を締結している契約職員を含む。)または、その退職者(※本制度の対象となる独立行政法人・国立研究開発法人は、経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、日本貿易振興機構、エネルギー・金属鉱物資源機構です。)

◇ 記名被保険者: ① 保険契約者ご本人 ② 保険契約者の配偶者 ③ 保険契約者またはその配偶者の同居の親族 ④ 保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族
ただし、次の場合に限り、「⑤ 保険契約者またはその配偶者の別居の非扶養親族」を記名被保険者とすることができます。

・①～④の方が、⑤の方と共有する物件を保険の対象とする場合 ・①～④の方が使用し、⑤の方が所有する物件を保険の対象とする場合

見積りご依頼方法

福利厚生の一環ですので、以下いずれかの方法で、お気軽にお問合せください。

1. メールでのお申し込み

- ①お手持ちのスマートフォンのカメラ機能で現在ご契約中の火災保険証券（両面）または更改申込書を撮影
- ②必要事項（件名【火災保険見積り希望】、本文【氏名・所属先・連絡先】）を入力
- ③資料画像を添付し、以下応募先メールアドレスへメールを送信

応募先メールアドレス
shoukou-s@msas-info.com



◀QRコードを読み込むとアドレスの入力は不要です。

* 満期案内ハガキ、契約確認票は資料画像としてご利用いただけません。



「画像送信による見積り依頼」についてご留意いただきたいこと

- 送信前に送付先メールアドレスがまっているかご確認ください。
- 500万画素未満の場合、撮影（画像）サイズが720×1280未満の場合、入力漏れがあった場合は適切にご案内できないことがあります。
- 画像不鮮明等 お見積りする際に確認事項が生じた場合、ご連絡させていただくことがあります。
- メールで保険証券画像をお送りいただく際には、以下のような危険性があることをご承知いただいたうえでご送信をお願いいたします。
 - ・送信先メールアドレスが誤っている場合、第三者に保険証券画像が送信されることになります。
 - ・特にWi-Fi環境下等においては、保険証券画像を第三者に閲覧される可能性があります。
 - ・誠に申し訳ありませんが、メール送信時に発生したトラブルに関しては当社では一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- QRコードは(株)デンソーウェーブの商標登録です。

2. お電話でのお申し込み

下記電話番号へお電話いただき「**火災保険を契約したいのですが**」
または「**団体扱火災保険について聞きたい**」と伝えてください。

取扱代理店

三井住友インシュアランス&フィナンシャルサービス株式会社
第二本部 首都圏営業部 商工サービス室

〒101-0064 東京都千代田区神田猿樂町1-5-18 千代田ビル3F
TEL 03-6272-8205 MAIL : shoukou-s@msas-info.com

※令和8年4月1日に社名が変わりました。



- 取扱保険会社：三井住友海上火災保険 東京海上日動火災保険 あいおいニッセイ同和損害保険 損害保険ジャパン
- 弊社および保険会社各社は、上記のご記入事項ならびにご提出いただく保険証券等に記載の個人情報、保険引受の判断、契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用させていただきます。
- 団体扱の対象となる方の範囲（契約者・記名被保険者・所有者）や団体扱特約失効時の取扱いについては、取扱代理店までお問い合わせください。
- このチラシは団体扱火災保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳しくは『ご契約のしおり（約款）』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

(2025年2月承認) 2025.2/AHE63/D B24-202080 24TC-007083